

住民記録システム標準仕様書 全国意見照会結果（詳細）

No	意見詳細									最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
	3 住民記録システム標準仕様書_諸元表	共通項目	－	－	－	項番9「振り仮名型」の表示形式欄に「（日本人）公証されてた旧氏の振り仮名」と記載がある。	「（日本人）公証された旧氏の振り仮名」に修正する。	システム上の理由	誤記と思われるため。	軽微な修正	ご指摘のとおり「（日本人）公証された旧氏の振り仮名」に修正する。
	6 住民記録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民票の写し	－	－	－	住民票の写しの日本人の記載例（3ページ目）の住所欄の枠外に、「法」の文字が記載されている。	「法」の文字の文字を削除する。	システム上の理由	誤記と思われるため。	軽微な修正	ご指摘のとおり修正する。
	7 住民記録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民票記載事項証明書	－	－	－	住民票記載事項証明書の世帯連記式のレイアウト（9ページ目）で、員番2のみ旧氏の上段の項目名が「通知がされた場合」と記載されている。	「旧氏の振り仮名」に修正する。	システム上の理由	誤記と思われるため。	軽微な修正	ご指摘のとおり「旧氏の振り仮名」に修正する。
	8 住民記録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民票の写し（世帯連記式）	－	－	－	住民票の写しの世帯連記式のレイアウト（12ページ目）で、員番2のみ旧氏の上段の項目名が「通知がされた場合」と記載されている。	「旧氏の振り仮名」に修正する。	システム上の理由	誤記と思われるため。	軽微な修正	ご指摘のとおり「旧氏の振り仮名」に修正する。
	40 住民記録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民票の写し	－	－	－	住民票の写しの外国人記載例（6ページ目）の通称名「住民花子」と記載がある。	「住民 花子」に修正する。	システム上の理由	誤記と思われるため。	軽微な修正	ご指摘のとおり「住民 花子」に修正する。
	1 住民記録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	－	－	20.0.3異動履歴の記載	（記載例）請求に基づき旧氏の振り仮名を記載した場合 【異動履歴】 令和7年8月1日請求（令和7年8月1日異動（旧氏の記載））	（記載例）請求に基づき旧氏の振り仮名を記載した場合 【異動履歴】 令和7年8月1日請求（令和7年8月1日異動（旧氏の記載）） ※旧氏および旧氏の振り仮名が同時に変わる場合は「旧氏の変更」	業務効率の向上	旧氏の変更と旧氏の振り仮名の記載（住民票に初めて記載）の請求が同時にあった場合、【異動履歴】へまとめて記載するには「旧氏の変更」が適切と考えるため。 「旧氏の記載」と記載する必要がある場合は、旧氏の変更と旧氏の振り仮名の記載を異なる請求として処理する必要があると考えるが、仮登録と決裁を2回行わなければならない。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 標準仕様書の1.2.2「異動事由」において、「旧氏の記載（旧氏の振り仮名を含む）」と「旧氏の変更（旧氏の振り仮名を含む）」として異なる異動事由の区分としており、ご質問の手続きは異なる事由であるため、異動履歴としては区別する必要がある。 1度の入力であっても異動履歴を区分する機能の実装も考えられるが、ご質問の事例は1年間の旧氏の振り仮名の請求期間において、既に旧氏を併記しているものが旧氏を変更した場合に発生する限定的なケースであり、修正なし。
	2 住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	「宛先は異動前住所・届出人本人とすること。」と記載がある。	「届出人本人」を「異動者」に修正する。	法令への対応	「届出人本人」「届出の任に当たる者」の文脈な中であれば、「届出人本人」は「異動者」となるが、同章中に「異動者氏名」とあることから同章の文脈では「届出人本人」をそのまま「届出の任に当たる者」に誤解する記載となっているため。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 4.1.0.3住民異動届受理通知にて、届出者本人と異動者（届出者本人以外の異動者）については明確に記載を分けている。届出者本人を「異動者」とした場合には当該区別が困難となるため修正なし。
	4 住民記録システム標準仕様書_諸元表	共通項目	－	－	－	－	項番9「振り仮名型」の注意事項欄に「・（日本人）旧氏の振り仮名が公証されていない場合、項目内容に「*****」と記載する」を追加する。	システム上の理由	氏名の振り仮名と同様に、公証されていない場合の仕様も記載したほうが良いと思われるため。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 諸元表_住民票の写し項番9にて、「日本人の場合は【振り仮名型（日本人）】で記載。ただし、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日から1年以内の旧氏の振り仮名の届出期間に限り、公証されていない場合は「*****」と記載」と記載しているため修正なし。

住民記録システム標準仕様書 全国意見照会結果（詳細）

No	意見詳細									最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
5	住民記録システム標準仕様書_諸元表	転出証明書	－	－	－	二次元コードはJ-LIS既存住基改造仕様書インタフェース編「転出証明書情報送信(838Y)」とある。	J-LIS既存住基改造仕様書インタフェース編の氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名対応で「公証化された場合、カタカナで設定する」とされているが、二次元コード内も同様の仕様となるのか、その場合、転出証明書に記載する仕様書版数はどのようにするのか。	システム上の理由	二次元コードを読み取りCSVにする際のシステム構築に関わるため。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 二次元コードも同様の仕様となり、最新の改造仕様書を参照することとなる。 なお、諸元表における二次元コードに係る項目の記載については、最新の改造仕様書に合わせた更新を行う予定。
36	住民記録システム標準仕様書	第4章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1住民票の写し	【実装不可機能】 転出予定者の住民票の写しについて、転出予定年月日到来前に転出先住所を含めて発行すること。	修正案はありません。運用に係る意見です。	住民サービスの向上	当市は仕様書に記載がある「国外転出予定者については、転出先住所が国外であることを証明する方法がないため、国外転出者にもみ転出先住所を含めた住民票の写しを発行している」市区町村に該当します。ただし、システムからの出力ではなく、手作業で切り貼り対応をおこなっております。 転出予定年月日前は、転出「予定」であり、変わり得るものであることから、その時点で転出先住所を証明することは適切でないということですが、その解釈ではシステム外での運用も認めないということになりますので、「海外転出してから本人から国際郵便で請求又は国内の家族等に郵送で委任状を国際郵便で送付してもらい、除票を取得」することを案内するようになります。 本人が国内在住時に事務を完了させることができなくなるため、市民サービスとしては低下のイメージを与えかねません。このような取扱いで統一するのであれば仕様書ではなく別途通知を発出していただく必要があるのではと考えます。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 「住民票及び除票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準」において、 第5 住民票の写し等の発行 1 住民票及び除票の写しの発行 「転出届に基づき記録を行った住民票について、転出予定日前にその写しを交付する場合は、当該転出届に基づき記録を行った事項を省略して交付すること。」 と示されているところであり、転出予定年月日前は、転出「予定」で変わり得るものであることから、予定の段階で転出先住所を証明することは適切ではなく、実装不可としている。
37	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1住民データ	1.1.18振り仮名・フリガナ	旧氏記載者は当該政令の施行日から1年以内に限り、住所地の市町村にその旧氏の振り仮名を請求することができる	修正案はありません。システム稼働に向けての質問です。	業務効率の向上	旧氏の振り仮名については、記載している旧氏の戸籍の本籍地から連携されるものではなく、本人の請求によって記載するという考え方でよろしいでしょうか。双方の振り仮名が異なった場合、その調整を行うことは非常に困難です。 具体的には、期間内に旧氏記載の請求があった場合はその通りに、なかった場合は旧氏記載の請求書に記載された振り仮名を公証する、という方法で問題ないでしょうか。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 旧氏の振り仮名については、御認識のとおり、旧氏の戸籍の本籍地から連携されるものではなく、本人の請求に基づいて住民票に記載することになる。 なお、旧氏の振り仮名の請求があった場合、請求に基づいて記載することになるが、この際、一般の読み方であること等の確認を要することから、必ずしも請求があったものがそのまま記載されとは限らない。また、当該期間に請求がなかった場合、住民票で便宜的に保有する旧氏のフリガナを参考に、通知した振り仮名を記載することとなる。 補足として、既に戸籍において氏の振り仮名が公証された後に除籍となった場合において、当該除籍となった氏の振り仮名を住民票の旧氏の振り仮名として記載する場合は、戸籍の記載を踏まえて記載することとなるため、戸籍の記載と一致することとなる。
38	住民記録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民票の写し	－	－	－	住民票の写しの外国人の様式例（2ページ目）の「在留カード等の」と記載がある。	「在留カード等の番号」に修正する。	システム上の理由	誤記と思われるため。	修正なし	「在留カード等の番号」と記載しているところ、PDF化する際に、見切れが発生したため、今後PDF化に当たっては改める。 なお、本記載は標準仕様書5.0版から記載の修正は行っていない。
39	住民記録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民票の写し	－	－	－	住民票の写しの外国人記載例（6ページ目）の「在留カード等の」と記載がある。	「在留カード等の番号」に修正する。	システム上の理由	誤記と思われるため。	修正なし	「在留カード等の番号」と記載しているところ、PDF化する際に、見切れが発生したため、今後PDF化に当たっては改める。 なお、本記載は標準仕様書5.0版から記載の修正は行っていない。
41	住民記録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	職権記載等通知書	－	－	－	職権記載等通知書の外国人様式（32ページ）の「法30条の45」と記載がある。	「法30条の45区分」に修正する。	システム上の理由	誤記と思われるため。	修正なし	「法30条の45区分」と記載しているところ、PDF化する際に、見切れが発生したため、今後PDF化に当たっては改める。 なお、本記載は標準仕様書5.0版から記載の修正は行っていない。

住民記録システム標準仕様書 全国意見照会結果（詳細）

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
42	住民記録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	住民票の写し（世帯連記式）	－	－	－	住民票の写し（世帯連記式）の記載例（１５ページ目）の個人番号「１２３４５６７８９０１」と記載がある。	「１２３４５６７８９０１２」に修正する。	システム上の理由	誤記と思われるため。	修正なし	「１２３４５６７８９０１２」と記載しているところ、PDF化する際に、見切れが発生したため、今後PDF化に当たっては改める。 なお、本記載は標準仕様書5.0版から記載の修正は行っていない。	
43	住民記録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	職権記載等通知書	－	－	－	職権記載等通知書（３１ページ目）の右上部の説明文に関して、途切れている	途切れているため不明	システム上の理由	誤記と思われるため。	修正なし	説明分を記載しているところ、PDF化する際に、一部見切れが発生したため、今後PDF化に当たっては改める。 なお、本記載は標準仕様書5.0版から記載の修正は行っていない。	
50	住民記録システム標準仕様書	第１章 本仕様書について	４．本仕様書の内容	（２）標準準拠の基準	－	－	－	システム上の理由	「旧氏の振り仮名についても、（中略）戸籍の付票の記載事項とした住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日以降を想定した記載としている。」とあるが、戸籍附票の記載事項への「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」の追加は「令和９年度施行予定」とされている。標準化移行期限をまたがるスケジュールとなっており、現行システム改修、標準仕様書改版の対応だけでなく、住所地市町村から旧氏振り仮名記載対象者への通知、届出受付、審査等の事務処理についても、円滑に実施するためには事業者の協力が不可欠であり、施行時期と事業者リソースが課題になると考える。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 本検討会における議論やシステム事業者からのご意見等を踏まえて、令和7年度末までの標準準拠システムへの移行作業が集中する時期を避け、開発・導入の負担を分散する観点から、旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍の附票の記載事項とする施行日を見直している。今後とも意見を踏まえて丁寧に対応していく。	
51	住民記録システム標準仕様書	第１章 本仕様書について	４．本仕様書の内容	（２）標準準拠の基準	－	－	－	システム上の理由	旧氏への振り仮名対応については、住民記録システム等標準化検討会等で急遽発信された事項であり、制度設計等が示される前に、各仕様書の想定に対する意見照会がされたことから、突然の、制度設計等が示されない段階での意見照会という順序には疑問がある。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 総務省では今後、政令を改正し、住民票の記載事項への「旧氏の振り仮名」の追加（令和７年度施行予定）、戸籍附票の記載事項への「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」の追加（令和９年度施行予定）を予定している。 一方、「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」（デジタル庁）を踏まえて、制度改正等の検討段階から、開発に手戻りがないう、広く開発事業者に影響を確認するとともに、検討会等で地方公共団体及び開発事業者と検討することとされており、これらを踏まえて、地方公共団体及び開発事業者の予見可能性を高め、移行に資するよう仕様書の想定案を作成し、検討を進めている。	
52	住民記録システム標準仕様書	－	－	－	－	日本人の氏の振り仮名の届出期間と旧氏の振り仮名の請求期間が並行している。	旧氏の振り仮名の請求期間について、氏の振り仮名の届出期間後に設定することが望ましい。	住民サービスの向上	旧氏は本人が、氏は筆頭者が届出をするため、旧氏の方が先に届出された場合、旧氏の振り仮名と、元の氏（元の戸籍）の振り仮名が異なる可能性がでてくと思われる。（結婚して氏が変わった方の「旧氏」の振り仮名と、実家の「氏」の振り仮名が違うケース）	修正なし	当該ご意見については修正なし。 旧氏の振り仮名請求は、戸籍における「氏の振り仮名」記載の手続及び方法と同様の考え方としていているところ、手続きや事務処理における混乱を抑えるため、氏名の振り仮名の届出期間と旧氏の振り仮名の請求期間を同一としている。 なお、除籍時点で氏の振り仮名が公証されていない場合には、本人からの請求に基づいて旧氏の振り仮名を住民票に記載することとなることから、氏名の振り仮名の届出期間終了後に旧氏の振り仮名の請求とする場合であっても、一致しない場合は生じうる。	